## 広島県告示第924号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって，公有水面埋立ての嗳功を次のとおり認可した。平成24年12月6日

忠海港港湾管理者 広島県
代表者 広島県知事 湯 﨑 英 彦
1 䛓功認可年月日平成 24 年11月26日
2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
（1）名称及び所在地
広島市中区基町 10 番 52 号
広島県
竹原市中央五丁目 1 番 35 号
竹原市
（2）代表者の氏名
広島県知事 湯 﨑 英 彦
竹原市長 小 坂 政 司
3 埋立区域
（1）位置
竹原市忠海東町五丁目 5605 番 8 に接する道に接する平成 24 年 11 月 6 日付け指令港振第 66 号で原状回復義務免除された埋立地から5629番 6 を経て 5629 番 2 に至る間の地先公有水面
（2）区域
次の各地点を順次に結んだ線及び1 の地点と 46 の地点を結んだ線により囲まれた区域

1 の地点 広島県竹原市忠海町大字大平山字大谷山の国土地理院三等三角点「能地」（北緯 34 度 19 分 53.958 秒，東経 133 度 00 分 32.779 秒）から 297度49分25秒 $\quad 768.34 \mathrm{~m}$ の地点

| 2 の地点 | 1 の地点から | 209 度 50 分 45 秒 | 0.35 m の地点 |
| :--- | :--- | :--- | ---: |
| 3 の地点 | 2 の地点から | 230 度 52 分 00 秒 | 53.66 m の地点 |
| 4 の地点 | 3 の地点から | 293 度 14 分 30 秒 | 142.82 m の地点 |
| 5 の地点 | 4 の地点から | 192 度 41 分 44 秒 | 23.73 m の地点 |
| 6 の地点 | 5 の地点から | 180 度 35 分 25 秒 | 7.57 m の地点 |
| 7 の地点 | 6 の地点から | 266 度 44 分 41 秒 | 0.75 m の地点 |
| 8 の地点 | 7 の地点から | 359 度 06 分 42 秒 | 3.03 m の地点 |
| 9 の地点 | 8 の地点から | 0 度 25 分 01 秒 | 1.92 m の地点 |


| 10の地点 | 9 の地点から | 2 度 10 分 59 秒 | 1.91 m の地点 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 11の地点 | 10の地点から | 3 度27分07秒 | 2.24 m の地点 |
| 12の地点 | 11の地点から | 5 度26分21秒 | 2.24 m の地点 |
| 13の地点 | 12の地点から | 7 度43分58秒 | 4． 68 m の地点 |
| 14の地点 | 13の地点から | 11 度 33 分 39 秒 | 5.86 m の地点 |
| 15の地点 | 14の地点から | 13 度06分14秒 | 10． 40 m の地点 |
| 16の地点 | 15の地点から | 106度58分11秒 | 1.52 m の地点 |
| 17の地点 | 16の地点から | 14 度 39 分01秒 | 1.56 m の地点 |
| 18の地点 | 17の地点から | 284度10分06秒 | 1.68 m の地点 |
| 19の地点 | 18の地点から | 12 度 34 分 51 秒 | 0.23 m の地点 |
| 20の地点 | 19の地点から | 258 度55分47秒 | 0． 28 m の地点 |
| 21の地点 | 20の地点から | 15 度 36 分 40 秒 | 0.14 m の地点 |
| 22の地点 | 21の地点から | 13 度 54 分 23 秒 | 5.02 m の地点 |
| 23の地点 | 22の地点から | 13 度 14 分 01 秒 | 3.79 m の地点 |
| 24の地点 | 23の地点から | 11度36分14秒 | 5.23 m の地点 |
| 25の地点 | 24の地点から | 11度47分24秒 | 8.70 m の地点 |
| 26の地点 | 25の地点から | 23 度07分03秒 | 2.50 m の地点 |
| 27の地点 | 26の地点から | 103度51分56秒 | 0.16 m の地点 |
| 28の地点 | 27の地点から | 14度41分24秒 | 2． 12 m の地点 |
| 29の地点 | 28の地点から | 40 度 13 分 07 秒 | 1.33 m の地点 |
| 30 の地点 | 29の地点から | 72 度 20 分 22 秒 | 15.84 m の地点 |
| 31 の地点 | 30 の地点から | 95 度 28 分 10 秒 | 10.58 m の地点 |
| 32 の地点 | 31 の地点から | 95 度 25 分 01 秒 | 18.41 m の地点 |
| 33 の地点 | 32 の地点から | 6度13分09秒 | 0.31 m の地点 |
| 34 の地点 | 33 の地点から | 95 度 29 分 35 秒 | 5． 42 m の地点 |
| 35 の地点 | 34 の地点から | 95 度 29 分 58 秒 | 9.33 m の地点 |
| 36 の地点 | 35の地点から | 95 度 30 分 05 秒 | 21.04 m の地点 |
| 37の地点 | 36 の地点から | 119度25分31秒 | 2． 40 m の地点 |
| 38の地点 | 37 の地点から | 167 度43分 24 秒 | 4.92 m の地点 |
| 39の地点 | 38 の地点から | 74 度 29 分 35 秒 | 4.98 m の地点 |
| 40の地点 | 39の地点から | 123度14分52秒 | 25.08 m の地点 |
| 41 の地点 | 40の地点から | 123度13分56秒 | 2.60 m の地点 |
| 42の地点 | 41 の地点から | 106度29分46秒 | 3.72 m の地点 |
| 43の地点 | 42の地点から | 106 度29分50秒 | 12． 82 m の地点 |
| 44の地点 | 43の地点から | 183 度 42 分 30 秒 | 2． 16 m の地点 |
| 45の地点 | 44の地点から | 123 度 15 分 48 秒 | 1.67 m の地点 |

```
46の地点 45の地点から
123度14分35秒
14． 39 m の地点
```

（3）面積
8，412．97平方メートル
4 埋立免許の告示の年月日及び番号
平成15年11月19日 広島県告示第1435号
（平成15年11月11日付け指令港管第49号で免許）
5 法第 22 条第 3 項の市町名
竹原市

